

秋田公立美術大学学生食堂等業務委託仕様書

公立大学法人秋田公立美術大学（以下「甲」という。）において、厚生棟の学生食堂と売店、地域交流棟のレストコーナー（以下「学生食堂等」という。）における飲食物の提供および教材等物品の販売を行う事業者（以下「乙」という。）を公募型企画提案方式により選定するにあたり、当該企画提案に係る業務委託仕様を次のとおり定める。

1 委託業務名 秋田公立美術大学学生食堂等業務委託

2 基本事項

(1) 施設の名称 厚生棟学生食堂
厚生棟売店
地域交流棟レストコーナー

(2) 施設の所在 秋田県秋田市新屋大川町 1 2 - 3

(3) 学生数 4 3 0 人（平成 3 0 年 1 月 1 5 日現在）

(4) 役員・教職員数 1 2 6 人（平成 3 0 年 1 月 1 5 日現在）

(5) 施設の概要

	厚生棟 (894.84㎡)		地域交流棟
	学生食堂	売店	レストコーナー (約230㎡)
構造	鉄筋コンクリート2階建		木造平屋建
面積	123.11㎡ (厨房等)	52.18㎡	47.73㎡ (厨房等)
座席数	180	—	56
利用者数 (平成29年 4月～12月 実績)	125.5人／日 ※平成29年4月～12月のうち 営業日数144日の平均		22.0人／日 ※平成29年4月～12月のうち 営業日数178日の平均
設備・備品	<u>1階食堂</u> 6人用テーブル×6 4人用テーブル×20 2人用テーブル×3 イス×122	<u>売店</u> スチール商品棚×3 スチールラック×6	<u>ホール</u> 4人用テーブル×12 イス×48 4人用座卓×2(和室)

	<p>給茶器×2</p> <p><u>1階厨房</u></p> <p>シンク×4</p> <p>作業台×4</p> <p>ガスレンジ</p> <p>フライヤー</p> <p>立体炊飯器</p> <p>そば釜</p> <p>鋳物バーナー</p> <p>ゆで麺器</p> <p>ローレンジ</p> <p>回転釜</p> <p>コンベクションオープン</p> <p>ドラフト洗米機</p> <p>冷凍庫</p> <p>冷蔵庫</p> <p>プレハブ冷蔵庫</p> <p>貯米庫</p> <p>テーブルウォーマー</p> <p>ホットショーケース</p> <p>包丁、まな板殺菌庫</p> <p>食器洗浄機</p> <p>食器消毒保管庫</p> <p>棚（網棚） 等</p>		<p><u>厨房</u></p> <p>シンク×3</p> <p>作業テーブル×2</p> <p>ガスコンロ×2</p> <p>ガスコンロ</p> <p>炊飯器</p> <p>製氷機</p> <p>テーブルウォーマー</p> <p>冷蔵ショーケース</p> <p>食器棚 等</p>
	<p><u>2階学生ラウンジ</u></p> <p>6人用テーブル×8</p> <p>3人用テーブル×2</p> <p>2人用テーブル×2</p> <p>イス×58</p> <p><u>2階厨房</u></p> <p>配膳用エレベータ</p> <p>シンク</p> <p>ガステーブル</p> <p>炊飯器</p> <p>ガス湯沸かし器</p> <p>冷凍冷蔵庫</p> <p>製氷機</p>		

	スープウォーマー 冷蔵ショーケース×2 等		
--	-----------------------------	--	--

3 委託契約期間

3年間（平成30年4月1日～平成33年3月31日）とするが、必要に応じ甲・乙間で協議のうえ、契約期間を調整することを可能とする。

また、甲・乙それぞれから特に申出のない場合は、契約満了の日から1年間契約を更新するものとし、その後も同様とする。また、運営上乙の責に帰すべき重大な問題が発生した場合は、契約の解除を可能とする。

※委託期間には、学生食堂等の開店に伴う準備および閉店に伴う現状復帰に要する期間を含む。

4 仕様

(1) 基本的な考え方

利用者のニーズを把握し、サービスの向上に努めることを重点事項とし、乙が有するノウハウやアイデアを活用することで、利用者にとって魅力ある食事を円滑に提供し、また売店を設置することにより、学生生活の充実と来学者の利便性の向上を図る。

(2) 食堂業務について（企画提案のポイント）

- ア 安全で栄養バランスに優れたメニューを提供すること。
- イ 単品の組み合わせによる定食の提供など多様なニーズに応えられること。
- ウ 季節や気候に応じてメニューに変化をつけること。
- エ 学生が利用しやすい価格設定とすること。なお、メニュー価格の改定を行う場合は、事前に甲・乙間で協議のうえ、甲の承諾を得ること。
- オ 厚生棟学生食堂と地域交流棟レストコーナーとの違いを明確にしたメニューをそれぞれの施設で提供すること。
- カ 学生や教職員が行うパーティー等に食材の提供ができること。
- キ 2階学生ラウンジを有効に活用すること。
- ク 学外者の方も魅力を感じるような営業を行うこと。

(3) 売店業務について

- ア 文房具、画材、日用品、飲料、菓子、弁当類の販売を行うこと。
- イ 文房具や画材の品数および種類を充実させること。
- ウ 画材等の取寄せ販売に迅速に対応すること。
- エ 学生用コピー機の管理および必要に応じてコピーカードの販売を行うこと。

(4) 運営方法について

甲が必要と認めるときは、乙に対して書面で運営の改善を求めることができるものとする。その際は甲・乙間で協議のうえ、継続的な改善を行うこととする。

5 使用条件

(1) 営業開始予定日 平成30年4月3日（火）

(2) 営業日および営業時間

ア 厚生棟食堂

営業日は、土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）および大学の休業日を除く毎日。なお、履修ガイダンスや集中講義、オープンキャンパスの実施等、甲が必要と認めるときは、大学の休業日等に限らず営業を行うこと。（添付「平成29年度教務暦」）

厚生棟食堂は昼の営業を必須とし、あわせて朝（8:00～9:00）および夜の営業（18:00～19:00）実施の有無について提案する。

また、営業時間は次のとおりとする。

昼（10:00～16:00）

なお、朝および夜の営業が実施可能と提案した事業者については、昼の営業時間を11:00～14:00とすることができる。

また、必要に応じ甲・乙間で協議のうえ、営業時間を変更することを可能とする。

イ 厚生棟売店

営業日は、土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）および大学の休業日を除く毎日。なお、履修ガイダンスや集中講義、オープンキャンパスの実施等、甲が必要と認めるときは、大学の休業日等に限らず営業を行うこと。（添付「平成29年度教務暦」）

営業時間は、10:00～18:00とする。ただし、必要に応じ甲・乙間で協議のうえ、営業時間を変更することを可能とする。

ウ 地域交流棟レストコーナー

営業日は、土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日。ただし、必要に応じ甲・乙間で協議のうえ、営業日を変更することを可能とする。

営業時間は、11:00～14:00とする。ただし、必要に応じ甲・乙間で協議のうえ、営業時間を変更することを可能とする。

6 経費負担

学生食堂等の運営に必要な建物（厚生棟学生食堂および売店、地域交流棟レストコーナーに限る。）および設備は甲が提供する。

その他の経費負担は次のとおりとする。なお、乙が企画するサービスを提供する上で不可欠な設備・備品の導入については、別途協議する。

	項目	内容	甲	乙
1	光熱水費	食堂等の運営に必要な電気、ガス、上下水道使用料	○	
2	空調費		○	
3	建物・建物附属設備の補修・維持費	原則として大学が負担 軽微なもの、受託者に瑕疵がある場合、改良のために修繕を行う場合等	○	○
4	学生食堂等設備備品	設置	○	
		更新および修繕（受託者に瑕疵がある場合を除く）	○	
		日常管理、軽微な修繕		○
5	食堂什器備品・食器・消耗品	トレイ、食器の一部	○	
		貸与設備備品の他に必要となるもの		○
6	内線電話設置		○	
7	食堂ホール内清掃	床面清掃、ワックス掛け	○	
		テーブル等		○
8	厨房内清掃			○
9	防虫・防鼠		○	
10	精算システム設置	レジ、券売機等		○
11	廃棄物処理	生ごみ等		○
12	その他諸経費	人件費、原材料費、商品仕入費等		○

7 収入

本委託業務における収入は、すべて乙に帰属する。

8 危機管理

(1) 法令の遵守

乙は、建物・設備・備品の使用、従業員の管理および材料の仕入れ、保管、調理、残飯処理等、学生食堂等の運営全般について、食品衛生法その他関係法令を遵守し、十分な安全確保と衛生管理を行うこと。

(2) 衛生管理および防火・防犯

乙は、毎日の業務終了後に、厨房の清掃を行うとともに、防火・防犯上の点検を行い、施錠をして退出すること。

(3) 報告

乙は、本委託業務において、食中毒、伝染病その他健康上の被害を与えたときや火災等の災害または犯罪が発生したときは、甲にその状況等について遅滞なく報告すること。

9 損害賠償

(1) 乙は、貸与を受けた設備等を故意または重大な過失により破損し、もしくは滅失したときは、これにより生じた損害を甲に賠償すること。

(2) 乙は、本委託業務において、その責に帰すべき事由により、8(3)の健康上の被害または火災等の災害もしくは犯罪による損害を与えたときは、当該被害者に対してその損害を賠償するとともに、その後の本業務の運営に関し必要な措置を講ずること。

10 その他

(1) 本委託業務の他事業者への再委託は認めない。

(2) 現に厚生棟売店の運営を行っている事業者（以下「丙」という。）から、丙が同売店において保有する在庫品（文房具および画材に限る。）の引継ぎに係る協議があったときは、乙は誠意を持って協議に応じるものとする。

(3) 乙において店舗の改修等を希望する場合は、企画提案書で提案するものとする。ただし、工事については、甲と設計および施工上の協議をし、承認を受けた後に乙の負担により行うものとする。

(4) 乙は、使用物件に投じた改良および修繕によって生じた有益費、その他の費用を請求することはできない。

(5) この仕様書により難い特別な事情が生じた場合は、甲・乙間で協議し、定めるものとする。